

日本学生支援機構「第二種貸与奨学金」

新型コロナの影響で卒業予定期を超えて在学期間延長となった者対象

新型コロナの影響を受けた学生に対する緊急対応について

下記に該当する場合は、第二種奨学金（有利子）に申請することができます。希望者は、奨学係に事前相談してください。

記

1. 「就職の内定取消を受けた」又は「就職先が決まらない」等で、卒業予定期を超えて在学することとなった者

(1) 対象学種・学年

- ① 大学の本科生 / 最高学年
- ② 大学院修士・博士前期課程、専門職大学院（法科大学院を含む）及び博士・博士後期課程の学生 / 最高学年

(2) 対象者の要件（以下の要件を全て満たすこと）

- ① 第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしていること（家計基準は日本学生支援機構が確認）
- ② 申請時において、第二種奨学金の貸与を受けていないこと
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、就職の内定取消を受けた又は就職先が決まらない等を事由に、やむを得ず卒業予定期を超えて在学することとなった者（新たな卒業予定期が2022年3月以前の者を受付）
※ 新型コロナウイルス感染症の影響以外の事由の場合は対象外。
- ④ 卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を在籍学部等が認める者

(3) 貸与始期・貸与終期

- ① 貸与始期 2021年10月～2022年3月より希望月を選択
- ② 貸与終期 原則として卒業予定期（最大1年間）

2. 感染拡大の影響を機に休学し、ボランティア等の活動（学びの複線化）を行う者

(1) 対象学種・学年

- ① 大学の本科生 / 全学年
- ② 大学院修士・博士前期課程、専門職大学院（法科大学院を含む。）及び博士・博士後期課程の学生 / 全学年

(2) 対象者の要件（以下の要件を全て満たすこと）

- ① 第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしていること（家計基準は機構が確認。併用貸与の場合はその基準を満たしていること）
- ② 申請時において、第二種奨学金の貸与を受けていないこと
- ③ 新型コロナウイルス感染症拡大を機に休学し、ボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行っている者
※ 申請時に活動を行っていない場合（開始していない又は既に終了している）は対象外。
- ④ 当該休学期間の活動が「社会的貢献活動」、「専攻分野のプラスになる」又は「自己の人間形成に役立つ」等有意義であること及び奨学金の必要性を在籍学部等が認める者

(3) 貸与始期・貸与終期

- ① 貸与始期 当該休学期間における活動開始年月（2021年10月～2022年3月）
※ 活動開始年月が2021年9月以前であっても貸与始期は2021年10月以降。
- ② 貸与終期 原則として卒業予定期（最大1年間）

◆ 共通事項

- (1) 申請要件及び申請方法を説明しますので、希望者は奨学係（共通教育棟1号館1階）に事前相談してください。

申請方法の説明期限 2021年10月1日（金）期限厳守

- (2) 提出書類及び書類の提出期限は、奨学金二次採用と同様です（二次採用の募集案内及び説明資料参照）。

※ 琉球大学公式ホームページからダウンロード可能（右記の二次元コード参照）。

共通教育棟1号館1階にも配架しています。

貸与奨学金申請期限 2021年10月18日（月）期限厳守



<奨学金担当> 学生部学生支援課奨学係（共通教育棟1号館1階）

TEL : 098-895-8136 E-mail : gksygsn@acs.u-ryukyu.ac.jp